

令和 6 年 1 2 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1	議案第102号	令和6年度太田市一般会計補正予算（第5号）について	1 (別冊)
2	議案第103号	第3次太田市総合計画基本構想について	2 (別冊)
3	議案第104号	太田市市税条例の一部改正について	3
4	議案第105号	太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例の制定について	5
5	議案第106号	太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	10
6	議案第107号	太田市立図書館条例の一部改正について	14
7	議案第108号	太田市老人福祉センター条例の一部改正について	15
8	議案第109号	太田市保健センター条例の一部改正について	16
9	議案第110号	太田国際貨物ターミナル条例の廃止について	17
10	議案第111号	おおたストックヤード設置条例の制定について	18
11	議案第112号	指定管理者の指定について（太田市尾島生涯学習センター）	20
12	議案第113号	指定管理者の指定について（太田市世良田生涯学習センター）	21
13	議案第114号	指定管理者の指定について（太田市高齢者就労促進施設）	22
14	議案第115号	指定管理者の指定について（太田市太田小放課後児童クラブ）	23
15	議案第116号	指定管理者の指定について（太田市九合小放課後児童クラブ・太田市九合小第2放課後児童クラブ）	24
16	議案第117号	指定管理者の指定について（太田市宝泉小放課後児童クラブ）	25

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
17	議案第118号	指定管理者の指定について（太田市中央小放課後児童クラブ・太田市中央小第2放課後児童クラブ）	26
18	議案第119号	指定管理者の指定について（太田市旭小放課後児童クラブ）	27
19	議案第120号	指定管理者の指定について（太田市沢野中央小放課後児童クラブ）	28
20	議案第121号	指定管理者の指定について（太田市宝泉東小放課後児童クラブ）	29
21	議案第122号	指定管理者の指定について（太田市葦川小放課後児童クラブ・太田市葦川小第2放課後児童クラブ）	30
22	議案第123号	指定管理者の指定について（太田市駒形小放課後児童クラブ・太田市駒形小第2放課後児童クラブ）	31
23	議案第124号	指定管理者の指定について（太田市鳥之郷小放課後児童クラブ・太田市鳥之郷小第2放課後児童クラブ）	32
24	議案第125号	指定管理者の指定について（太田市城西小放課後児童クラブ・太田市城西小第2放課後児童クラブ）	33
25	議案第126号	指定管理者の指定について（太田市強戸小放課後児童クラブ・太田市強戸小第2放課後児童クラブ）	34
26	議案第127号	指定管理者の指定について（太田市休泊小放課後児童クラブ・太田市休泊小第2放課後児童クラブ）	35
27	議案第128号	指定管理者の指定について（太田市宝泉南小放課後児童クラブ）	36
28	議案第129号	指定管理者の指定について（太田市尾島小放課後児童クラブ・太田市尾島小第2放課後児童クラブ）	37
29	議案第130号	指定管理者の指定について（太田市尾島児童館）	38
30	議案第131号	指定管理者の指定について（太田市世良田児童館・太田市世良田児童館放課後児童クラブ）	39

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
3 1	議案第 1 3 2 号	指定管理者の指定について(太田市木崎児童館・太田市木崎児童館放課後児童クラブ)	4 0
3 2	議案第 1 3 3 号	指定管理者の指定について(太田市生品児童館・太田市生品児童館放課後児童クラブ)	4 1
3 3	議案第 1 3 4 号	指定管理者の指定について(太田市綿打児童館・太田市綿打児童館放課後児童クラブ)	4 2
3 4	議案第 1 3 5 号	指定管理者の指定について (太田市藪塚本町児童館・太田市藪塚本町児童館放課後児童クラブ)	4 3
3 5	議案第 1 3 6 号	指定管理者の指定について (テクノプラザおおた・テクノプラザおおた駐車場)	4 4
3 6	議案第 1 3 7 号	指定管理者の指定について (太田市尾島 R C スカイポート)	4 5
3 7	議案第 1 3 8 号	財産の取得について (軽自動車)	4 6
3 8	議案第 1 3 9 号	太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約締結について	4 8

議案第102号 令和6年度太田市一般会計補正予算（第5号）につ
いて 別冊

議案第 1 0 3 号

第 3 次太田市総合計画基本構想について

本市行政の総合的かつ計画的な運営を図るため、第 3 次太田市総合計画基本構想を定めたいので、太田市総合計画基本構想の議決に関する条例（平成 2 7 年太田市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

太田市長 清 水 聖 義

第 3 次太田市総合計画基本構想 別冊

議案第 104 号

太田市市税条例の一部改正について
太田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 27 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市市税条例の一部を改正する条例
太田市市税条例（平成 17 年太田市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

- (9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の太田市市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律

第8号) 附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

議案第105号

太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例の制定について

太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重された差別のない社会を推進することに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、不当な差別の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権を尊重するまちづくりを総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、出身、疾病、障がいその他の事由を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、

又は害する目的又は効果を有するものをいう。

- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) ジェンダーアイデンティティ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。
- (6) 性的指向 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項に規定する性的指向をいう。
- (7) 暴力 身体に対する不法な攻撃であって生命若しくは身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、当該発言、行動等を行った者の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (9) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 人権を尊重するまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であるという考えのもと、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを基本として実施されなければならない

ない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会の確保に努めるものとする。

2 事業者は、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件に関わることについて、不当な差別が行われないよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の重要性を認識した上で、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(禁止事項)

第8条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる暴力及びハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する情報の発信に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害してはならない。

4 何人も、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をしてはならない。

5 何人も、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

(人権教育及び人権啓発)

第9条 市及び教育関係者は、不当な差別を解消し、並びに人権を尊重するまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(基本計画)

第10条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者等の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(調査等の実施)

第11条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査又は意識調査等を行うも

のとする。

(苦情等への対応)

第12条 市民、事業者及び教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体等と連携し、その解決に努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第106号

太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館及び太田市美術館・図書館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、図書館及び太田市美術館・図書館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に条例及び条例に基づく規則（以下「条例等」という。）の規定により太田市教育委員会が行った許可等の

処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に条例等の規定により太田市教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、この条例に基づき市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、この条例の施行後は、この条例の施行後の当該条例等の相当規定に基づいて、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対してされた許可等の申請その他の行為とみなす。

(太田市立図書館条例の一部改正)

第3条 太田市立図書館条例（平成17年太田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市学習文化センター条例の一部改正)

第4条 太田市学習文化センター条例（平成17年太田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第3項、第5条から第8条まで並びに第16条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市文化施設条例の一部改正)

第5条 太田市文化施設条例（平成17年太田市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項、第6条、第8条、第9条、第14条並びに第15条第1項及び第2項の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第3項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第16条及び第18条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市体育施設条例の一部改正)

第6条 太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第3項、第5条から第7条まで並びに第14条第1項及び第2項の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第3項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条及び第17条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市まちなか文化ルーム条例の一部改正)

第7条 太田市まちなか文化ルーム条例（平成20年太田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項、第4条、第6条並びに第12条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市駅なか文化館条例の一部改正)

第8条 太田市駅なか文化館条例（平成20年太田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第2項及び第3項、第6条、第8条、第9条、第13条、第14条並びに第17条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(太田市美術館・図書館条例の一部改正)

第9条 太田市美術館・図書館条例（平成28年太田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「太田市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」を「規則」に改める。

第5条中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条から第9条まで、第12条、第13条及び第19条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（太田市総合体育館条例の一部改正）

第10条 太田市総合体育館条例（令和4年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第3項、第5条から第7条まで、第14条、第15条、第17条並びに第18条の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

議案第107号

太田市立図書館条例の一部改正について
太田市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市立図書館条例の一部を改正する条例
太田市立図書館条例（平成17年太田市条例第131号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表太田市立新田図書館の項中「新田反町町877番地」を
「新田金井町6番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年2月23日から施行する。

議案第108号

太田市老人福祉センター条例の一部改正について
太田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
太田市老人福祉センター条例（平成17年太田市条例第162号）
の一部を次のように改正する。

別表中	「	満65歳以上	無料	」
		満60歳以上	50円	
		付添人	100円	

満60歳以上	無料	に改める。
付添人		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第109号

太田市保健センター条例の一部改正について
太田市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市保健センター条例の一部を改正する条例
太田市保健センター条例（平成17年太田市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新田保健センターの項中「新田反町町879番地」を「新田金井町6番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年2月23日から施行する。

議案第 1 1 0 号

太田国際貨物ターミナル条例の廃止について
太田国際貨物ターミナル条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田国際貨物ターミナル条例を廃止する条例
太田国際貨物ターミナル条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 9 9 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第111号

おおたストックヤード設置条例の制定について
おおたストックヤード設置条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

おおたストックヤード設置条例

(設置)

第1条 資源物の適正な分別及び保管により、ごみの減量化及び資源化の推進を図り、もって資源循環型社会の形成に寄与することを目的として、おおたストックヤード（以下「ストックヤード」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スtockヤードの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おおたストックヤード
- (2) 位置 太田市細谷町1712番地

(事業)

第3条 スtockヤードは、規則で定める資源物の受入れ及び一時保管に関する事業を行う。

(利用時間)

第4条 スtockヤードの利用時間及び休業日は、規則で定める。

(利用の制限)

第5条 市長は、ストックヤードを利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、物品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) スtockヤードの管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。
(損害賠償等)

第6条 利用者は、故意又は過失によりストックヤードの施設、設備、物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、他の利用者に損害を及ぼしたときは、その損害の責任を自ら負わなければならない。
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市尾島生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体
太田市下小林町387番地
公益社団法人太田市シルバー人材センター
理事長 天 笠 秀 男
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市世良田生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体
太田市下小林町387番地
公益社団法人太田市シルバー人材センター
理事長 天 笠 秀 男
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市高齢者就労促進施設
- 2 指定管理者となる団体
太田市下小林町387番地
公益社団法人太田市シルバー人材センター
理事長 天 笠 秀 男
- 3 指定の期間
令和7年1月1日から令和11年3月31日まで

議案第115号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市太田小放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

太田市本町31番1号

ひばりクラブ保護者会

会長 田 島 妙 子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市九合小放課後児童クラブ
太田市九合小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市東別所町410番地
社会福祉法人つくし会
理事長 加賀谷 隆 真
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市宝泉小放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

太田市東別所町410番地

社会福祉法人つくし会

理事長 加賀谷 隆 真

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市中央小放課後児童クラブ
太田市中央小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市飯田町1166番地
太田市中央小放課後児童クラブ保護者会
会長 吉 田 翠
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市旭小放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市東矢島町1249番地
太田市旭小放課後児童クラブ保護者会
会長 根 岸 綾 子
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市沢野中央小放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市西新町74番地5
特定非営利活動法人さくらんぼクラブ
理事長 山 岸 勝 美
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市宝泉東小放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市西新町74番地5
特定非営利活動法人さくらんぼクラブ
理事長 山 岸 勝 美
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第122号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市菰川小放課後児童クラブ
太田市菰川小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市台之郷町999番地
菰川のびっ子学童クラブ保護者会
会長 中 川 恵
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市駒形小放課後児童クラブ
太田市駒形小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市植木野町7番地
学童保育所ペガサスクラブ
会長 小林 夏 美
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市鳥之郷小放課後児童クラブ
太田市鳥之郷小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市鶴生田町401番地1
社会福祉法人鳥の里会
理事長 小 倉 篤
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市城西小放課後児童クラブ
太田市城西小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市新道町52番地
社会福祉法人わかば会
理事長 石 川 美和子
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市強戸小放課後児童クラブ
太田市強戸小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市天良町858番地2
強戸児童クラブ保護者会
会長 尾 内 茜
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市休泊小放課後児童クラブ
太田市休泊小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市内ヶ島町1012番地1
社会福祉法人ならの実会
理事長 柴 宮 利 行
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市宝泉南小放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市中根町261番地1
太田市宝泉南小放課後児童クラブ保護者会
会長 新井 明 美
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市尾島小放課後児童クラブ
太田市尾島小第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市亀岡町60番地2
特定非営利活動法人ウイングおじま
理事長 松 山 成 紀
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市尾島児童館
- 2 指定管理者となる団体
太田市亀岡町60番地2
特定非営利活動法人ウイングおじま
理事長 松 山 成 紀
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市世良田児童館

太田市世良田児童館放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

太田市世良田町3119番地7

社会福祉法人長楽福祉会

理事長 池 田 祥 子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市木崎児童館
太田市木崎児童館放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市新田中江田町985番地
社会福祉法人木崎育援会
理事長 浅 野 豊
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市生品児童館
太田市生品児童館放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市新田市野井町135番地3
社会福祉法人育美会
理事長 栗原 志津恵
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市綿打児童館
太田市綿打児童館放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市新田上江田町767番地1
社会福祉法人福育会
理事長 福島 喜代一
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市藪塚本町児童館
太田市藪塚本町児童館放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市藪塚町2917番地2
社会福祉法人善美会
理事長 福田 肇
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
テクノプラザおおた
テクノプラザおおた駐車場
- 2 指定管理者となる団体
太田市本町29番1号
一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構
代表理事 清水 聖 義
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市尾島RCスカイポート

2 指定管理者となる団体

太田市浜町2番35号

太田市観光物産協会

会長 大久保 克 美

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第138号

財産の取得について
次のとおり公用車を取得するものとする。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 軽自動車 24台 |
| 2 取得の目的 | ふれあい相談員の業務の用に供するため |
| 3 取得予定価格 | 30,624,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 太田市大島町1118番地12
株式会社河田自動車
代表取締役 河田 樹 哉 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	スバル プレオプラスF
車両総重量	8 7 0 k g
エンジン	直列3気筒DOHC 1 2バルブ
総排気量	6 5 8 c c
最高出力	4 9 P S
トランスミッション	2WD／CVT
定員	4人

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月31日まで

3 配置先

市内全14行政センター（ふれあい相談員1人につき1台）

4 指名競争入札指名業者

有限会社飯田モータース（辞退）

株式会社栗原モータース（辞退）

株式会社河田自動車

有限会社協立自動車（辞退）

株式会社三栄自動車

ワシントンモーターズ株式会社

FKエンジニアリング株式会社

議案第139号

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約締結について

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年11月27日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 目 | 的 | 太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | | 太田市新田金井町607番地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | | 646,250,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | | 太田市下浜田町117番地
株式会社トーカイ
代表取締役 田 中 光 浩 |

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約締結について附属資料

1 工事の概要

熱源機器コージェネ改修	一式
文化会館棟空調設備更新	一式
アリーナ棟空調設備新設	一式
給湯設備改修	一式
既設貯油槽廃止工事	一式
下水切替（浄化槽廃止）工事	一式
特定天井改修工事	一式
機械設備工事	一式
電気設備工事	一式
発生材処分	一式

2 工 期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和8年1月15日

3 条件付一般競争入札参加者

春山設備工業株式会社

株式会社日研（辞退）

株式会社トーカイ

大木建設株式会社（辞退）

株式会社尾島町清掃社（辞退）

株式会社コグレ（辞退）

小林興業株式会社（辞退）

株式会社グンエイ（辞退）